



※1 有価物を含む。
 ※2 再資源化できない部分の重量を1%とみなしています。

■排出水水質 ----- 排出先は 下水道

水質汚濁防止法・下水道法における特定施設はなく、公共下水道に放流しているため測定データはありません。

■有害大気汚染物質の使用

ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロホルム、塩化ビニールモノマー、
1,3-ブタジエン、ベンゼン、アクリロニトリル、1,2-ジクロロエタン、ホルムアルデヒド、二硫化三ニッケル、
硫酸ニッケル、アセトアルデヒド ----- 上記該当物質の使用実績なし

■VOC(揮発性有機化合物) 一年間取扱量が50kg以上の化学物質を対象に記載しています。

法規制の対象となるVOC排出施設はありませんが、自主的な削減に取り組んでいます。

VOC名	取扱量	大気への排出量	(単位:トン)
アセトン	0.363	0	